

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）により、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義され、平成 29 年 10 月 1 日より施行されます。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等には処理基準が追加され、許可において取扱いを明確にすることとされました。

このため、愛知県では、産業廃棄物処理業者の許可証の書換えの方針を以下のとおりとし、順次、許可証の書換えを行います。手続きの詳細は、別添 4 を参照ください。

なお、以下の Web ページに記入例等を掲載していますので参考としてください。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/2017100100001.html>)

<書換えの方針>

1 許可証書換えに伴う手続きについて

○ 安定型最終処分場を有する処分業者にあつては、平成 29 年 10 月 31 日（火）までに別添 4 に従って変更届又は廃止届を提出していただき、許可証の書換えを行います。

○ それ以外の処理業者にあつては、原則、平成 29 年 10 月 1 日以降の更新許可申請、変更許可申請及び許可証の書換えを伴う変更届（廃止届）の際に、別添 4 に従って届出書を提出していただき、許可証の書換えを行います。

ただし、早期に許可証の書換えを希望される場合にあつては、届出書の提出をもって許可証の書換えを行いますので、別添 4 に従って届出書を提出していただくこととします。

また、これまでに許可を有していない事業範囲（処分方法、品目）を追加する場合には、変更許可申請手続きが必要となります。

○ 現在、更新許可申請、変更許可申請中の場合、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いに関する届出書を提出いただくこととなりますので、申請先の県民事務所等に御相談ください。お手数をおかけしますが、御理解と御協力をお願いします。

2 許可証上への記載について

○ 水銀使用製品産業廃棄物については、特に品目の限定を行わず、事業範囲ごと、施設ごとに「水銀使用製品産業廃棄物を含む。（又は除く。）」旨の限定を明記することとします。

○ 水銀含有ばいじん等については「ダスト類、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい」の 6 品目について「水銀含有ばいじん等を含む。（又は除く。）」旨の限定を明記することとします。